

平成23年度 入札監視委員会審議概要

中国四国防衛局

開催日及び場所	平成23年9月30日(金) 広島合同庁舎会議室
委 員	神野 智文(委員長／財団法人客員研究員) 森嶋 久雄(不動産鑑定士) 爲末 和政(弁護士) 伊藤 博文(税理士) 以上4名 藤井 堅(大学教授) は今回欠席

I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	平成23年4月1日～平成23年6月30日																
審議対象件数	4件																
1. 入札状況について(参加資格の設定、指名及び落札決定の経緯等について)																	
抽出件数	2件	(審議概要)															
建設工事	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">一般競争(政府調達協定対象)</td> <td style="width: 15%;">0件</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top; font-size: small;"> 「抽出案件」 • 建設工事 • 建設コンサルタント業務等 </td> </tr> <tr> <td>一般競争(政府調達協定対象外)</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>公募型指名競争</td> <td>0件</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; font-size: small;"> 「報告事項」 • 低入札事案について • 指名停止等の措置状況について </td> </tr> <tr> <td>指名競争</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>建設コンサルタント業務等</td> <td>0件</td> <td></td> </tr> </table>	一般競争(政府調達協定対象)	0件	「抽出案件」 • 建設工事 • 建設コンサルタント業務等	一般競争(政府調達協定対象外)	2件	公募型指名競争	0件	「報告事項」 • 低入札事案について • 指名停止等の措置状況について	指名競争	0件	随意契約	0件	建設コンサルタント業務等	0件		
一般競争(政府調達協定対象)	0件	「抽出案件」 • 建設工事 • 建設コンサルタント業務等															
一般競争(政府調達協定対象外)	2件																
公募型指名競争	0件	「報告事項」 • 低入札事案について • 指名停止等の措置状況について															
指名競争	0件																
随意契約	0件																
建設コンサルタント業務等	0件																
	意見・質問	回答															
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【抽出理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額が最大のものを抽出した。 <p>【抽出案件】</p> <p>○建設工事</p> <p>【一般競争入札】 《美保飛行場周辺地区緑地帯等整備工事》</p> <p>《美保飛行場周辺地区緑地帯等整備工事(その2)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度まで3工区に分けて発注していたものを、今年度は一括発注したことであるが、何か理由があるのか。 ・予定価格について、従前の3工区に分割して発注していた時の合計額よりも、一括発注した時の方が高いのは何故か。 	<p>・工事内容が同じで、同一区域であることから、これまで分割発注していたものを、より競争性が働くのではないかという期待から実施したものである。</p> <p>・今年度は従前の草刈りや撫育管理に加えて雪害の影響分を加算したためである。</p>															

	意 見 ・ 質 問	回 答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度受注した業者が、今まで受注したことのない業者であったこともあり、一括発注したことで、より競争性が働いたという認識でよいのか。 ・従前分割発注をしていたのは、地元にとって受注機会が増えるということで、実施していたのか。 ・今回の落札価格が低かったことを受けて、来年の予定価格に反映されるということもあるのか。 ・参加資格において、造園工事に係る総合審査数値が870点未満となっているが、どういう事なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度においては、これまで参加していない業者も参加し、しかも調査基準価格を下回るような結果になったので、従前分割発注していた時から、より競争性が働いたものと考える。 ・地元は中小企業が多いので、従前3工区に分けて発注していた経緯があるかと思う。 ・予定価格の積算においては、公共工事設計労務単価及び建設工事標準歩掛等を使用しているので、今回低入札だったからといって、来年度の予定価格に反映されることはない。 ・工事概算額からすると、造園工事に係る総合審査数値がBランク(780点以上 870点未満)の業者を対象とするのだが、地元業者数等を勘案し、Cランク(780点未満)の業者まで対象を広げている。
	<p>【報告事項】</p> <p>○低入札事案について（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査の中で、経営内容を調査しているが、どういう調査を行っているのか。 また、他の調査項目についても、定型的なものであるのか。 <p>○指名停止等の措置状況について（3件）</p> <p>○不調案件（なし）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査については、業者が過去3カ年の財務諸表を提出し、それで経営状況を判断している。 また、他の調査項目についても定型的なものであり、全国共通である。 <p>なし</p> <p>なし</p>
○委員会による意見の具申 又は 勧告の内容	なし	

2. 談合疑義案件の処理状況について

談合疑義件数		0件	(審議概要) なし
工事	談合情報	0件	
業務	点検結果疑義	0件	
業務	談合情報	0件	
点検結果疑義		0件	
		意見・質問	回 答
○委員からの意見・質問		なし	なし
○それに対する回答等			
○委員会による意見の具申 又は勧告の内容		なし	

3. 入札結果の事後的・分析結果について

審議概要	統計的分析資料を配付し説明	
○委員からの意見・質問	意見・質問	回 答
	なし	なし
○それに対する回答等		
○委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

4. 再苦情処理（再説明請求回数）

再苦情申立件数 (再説明請求件数)		総件数 0 件	(備考) なし	
建	一般競争（政府調達協定対象外）	0 件		
設	公募型指名競争	0 件		
工	指名競争	0 件		
事	随意契約	0 件		
建設コンサルタント業務等		0 件		
再苦情申立概要 (再説明請求概要)		申立日	件 名	契約方式
○委員からの 意見・質問		意 見 ・ 質 問		回 答
		なし		なし
○それに対する 回答等				
○委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容		なし		

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議
契約実施機関：海上自衛隊

審議対象期間	平成22年4月1日～平成23年3月31日	
審議対象件数	12,901件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	8件	(審議概要)
一般競争	2件	
指名競争	1件	
随意契約	5件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【抽出理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約方式別に契約額が高く高落札率のもの、また、1者応札及び1者入札について抽出した。 <p>【一般競争入札】（1者応札） 《艦船用燃料払出し業務等に関する役務》</p> <p>呉地方総監部 落札率：99.98% 応札者：1者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な役務内容は。 ・燃料は海上自衛隊が別途購入するのか。 ・従来の業者は同じ様な業者か。 ・他に参加する業者はあるのか。 ・呉から半径50km内にタンクを自社で持つていなければならないのか。 ・海上自衛隊の施設だけでは足らないので、別途契約を実施しておくということか。 ・中国・四国管内での契約は、呉のみか。 ・金額の合理性は、何か積算しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海上自衛隊の艦船用燃料を民間の施設で保管・管理し、その施設に艦艇を横付けして、給油を実施する役務契約である。 ・そのとおりである。 ・過去は不明だが、仕様書に則った施設を有している業者は限られると思われる。 この契約は海上幕僚監部の計画に盛り込められている事項である。 ・1者のみである。 ・そのとおり。 その他に係留施設として海上自衛隊の艦艇が横付けできる施設が必要である。 ・海上幕僚監部の計画であり、そのように認識している。 ・呉のみである。 ・原価計算課が予定価格を計算しており、契約相手方から当該年度の民間契約状況を入手し、それを基に査定、積算している。

	意 見 ・ 質 問	回 答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 100% 近い落札率か。 ・予定価格は公表されているのか。 ・予定価格を公表しなければならないのか。 ・制度上競争に付さなければならぬ案件か。 ・仕様書により該当者が 1名でも行う案件であるが、随意契約の方が安くなるのではないか。 ・予定価格をオーバーした場合は、入札を何回か行うのか。 ・繰り返し行うと、予定価格に集約してくるのではないか。 ・出し入れの回数に関係なく料金は同じか。 ・保管で民間施設を使用しているのは中国・四国では呉だけだが、他の地区はどうか。 ・以前は随意契約か。 ・搭載日時を指定すれば、全て対応するのか。 <p>【随意契約】(1者応募) 《練習潜水艦「まきしお」定期検査(造船所工事)》</p> <p>呉地方総監部 落札率：99.86% 応札者：1者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争後、随意契約か ・「まきしお」の場合は。 ・指名リストについて業者は知っているのか。 ・業者は検査日程に合わせて修理を計画しているのか。 ・検査は何か月も実施するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・100% 近い落札率である。 ・公表されている。 ・類推されるものについては公表しなくてよいとされている。 ・そのとおりである。 ・現在の調達環境では困難である。 ・そのとおりである。 再度入札を行う。 ・実施してみないと分からぬ。 ・そのとおりである。 ・他の地区は不明である。 ・競争契約で行っている。 ・対応する。 <p>・公募制度による契約である。 毎年、海上幕僚監部で公募を実施している。 これは募集要項で技術的要件等を定めて、応募した会社の技術審査を行い、業者を決定する。 その後、艦艇の型ごとに合格した業者の指名リストが作成される。 その指名リストに基づいて業者を指名し、契約を実施するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上幕僚監部の指名リストでは 1者が指名されている。 ・業者には知らせていない。 ・修理の細部時期は知らせていない。 ・長い検査で 6か月、短いもので 2か月程度である。
		- 6 -

	意 見 ・ 質 問	回 答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> ・何か月も修理するのに、契約が2か月程度では対応できないのではないか。 ・建造造船所で修理をするのは、潜水艦の他に何があるのか。 ・技術的なものか。 ・業者はそのリストにより決まるが、契約は各総監部で行うのか。 ・一般競争なのか。 ・契約の手順は。 ・定期検査一式という発注になるのか。 ・車でいう車検のように、何年で交換する部品とかが潜水艦でもあるのか。 ・当初の契約金額から変更があるのか。 ・潜水艦の耐用年数はどれくらいか。 ・毎年定期検査を実施するのか。 ・毎年は小さな検査を実施するのか。 ・年次検査は定期検査より、契約金額は少なくなるのか。 ・新しい潜水艦は1隻いくらか。 ・この潜水艦は呉か。 ・ヨネイは代理店か。 ・三菱重工業ではなく、なぜヨネイ呉営業所と契約を実施しているのか。 ・契約相手方はヨネイか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募に応募した業者には年度当初に大まかな修理時期を示している。 ・潜水艦のみである。 ・海上幕僚監部艦船課が担当のため、基準については分からない。 ・そのとおりである。 各契約担当官において契約を実施している。 ・いいえ、公募の随意契約である。 ・公募により随意契約になるため、契約時期に見積り合わせを実施した後、契約を締結する。 ・そのとおりである。 ・ある。 状況によっては、経過期間前でも交換又は修理が必要な部品も出てくる。 ・ある。 予定外の部品交換又は修理が発生した場合は、変更契約を実施する。 ・年数は分からないが、延ばす計画である。 ・毎年ではない。 ・そのとおりである。 年次検査を1年に1回実施する。 ・そのとおりである。 ・約600億円である。 ・そうである。 ・そうである。 ・三菱重工業神戸造船所は神戸に所在するため、立地的条件において契約行為等は呉に所在するヨネイ呉営業所が行っている。 そのため、三菱重工業の代理店として契約行為を実施しているものである。 ・そのとおりである。
		- 7 -

	意 見 ・ 質 問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【随意契約】(1者応募) 《練習潜水艦「まきしお」定期検査(専門業者工事)》</p> <p>呉地方総監部 落札率: 99. 51% 応札者: 1者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先程の契約との違いは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先程の契約は造船所自らが修理を実施する部分の契約で、今回の契約は造船所自らが実施できない部分、武器等を下請け業者、つまり専門業者に修理させるための契約である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書内訳書に予算科目が三つに分けてあるのは、三菱が修理できる部分とできない部分とに分けているのか。 ・三菱重工業が再委託するのか。 ・建造時も専門業者を入れて建造しているのか。 ・先程の契約金額も合わせると約30億円の契約か。 ・見積金額が2回提出されているが、1回目は予定価格を超えていたからか。 ・見積金額が予定価格を超えた場合、業者は断ることはあるのか。 ・専門業者も官が指定するのか。 ・三菱重工業が指定するのか。 ・契約決定一覧が三つに分かれているのは。 ・三菱重工業が指定するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・違う。 防衛省としての予算の使用内訳であり、業者には関係ない。 ・そのとおりである。 修理を実施する場合、工程管理が必要になる。 そのため、三菱重工業が元請けとして契約をし、工程に基づき下請けに委託し、修理を実施している。 また、瑕疵、不具合等が発生した場合は三菱重工業が対応する。 ・そのとおりである。 ・そのとおりである。 ・そのとおりである。 ・可能性としてはある。 ・指定はしていない。 ・そのとおりである。 各装備機器ごとに資格を有する業者のリストがある。 それに基づいて三菱重工業が指定している。 官側からは指定していない。 ・一つの契約に三つの要求があり、その要求ごとに分けているため、三つになっている。 ・そのとおりである。 各装備機器ごとに資格を有する業者のリストがある。 それに基づいて三菱重工業が指定している。 官側からは指定していない。

	意 見 ・ 質 問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約決定一覧が三つに分かれているのは。 <p>【指名競争契約】 《護衛艦「しらゆき」定期検査(造船所工事)》</p> <p>呉地方総監部 落札率：99.48% 応札者：2者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先程の潜水艦の契約との違いは。 ・資格は護衛艦ごとに決まっているのか。 ・定期検査を実施する艦艇の型ごとに資格リストがあるのか。 ・毎年見直しされているのか。 ・随意契約になったのはなぜか。 ・この案件の契約を取ろうと思えば、一定の期間ドックを空けたり要員の確保もしておく必要があると思われるが、1回目の入札後に辞退しているのが分からぬ。 ・指名された企業は入札に参加しなくても構わないのか。 ・「しらゆき」を建造した日立造船所がリストから外れているのは。 ・この定期検査は5年か。 ・アイ・エイチ・アイや三井造船は、呉の艦艇を年間に何件修理を行っているのか。 ・業者は今年度「しらゆき」の定期検査が行われることを知っているのか。 ・今年度の修理は何件で、護衛艦は何隻、業者は2者しかないということでおろしいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの契約に三つの要求があり、その要求ごとに分けているため、三つになっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・公募により2者が指名リストに掲載され、その2者による指名競争を実施した。 ・艦型ごとに決まっている。 今回は「はつゆき型」の指名リストである。 ・全ての型ごとに指定されている。 ・毎年見直ししている。 ・当初、指名競争契約で2者が入札を実施したが、予定価格に達せず、再入札の結果、1者が辞退し、残る1者も予定価格に達しなかつたので、最終的に商議を経て随意契約としたものである。 ・各企業の意向などから総合的に判断して辞退しているのではないかと考えられる。 ・入札に参加するかしないかは、企業の判断である。 ・水上艦艇の定期検査は呉警備区内の造船所と規定されており、他の警備区の造船所であれば遠隔地になり、余分な経費がかかるためである。 ・5年である。 ・定期検査、年次検査等で約5～6件程度ではないか。 ・分かっている。 年度初めに開示している。 ・業者数に関しては違う。 業者自身が修理できる艦艇は、当該業者に通知し分かっているが、この艦艇の修理ができる業者は2者とか3者といったことについては、公表していない。

	意 見 ・ 質 問	回 答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> 業者が2者であれば、叩き合いでをせずに船の振り分けをし、限りなく予定価格に近づけることができる」と考えるが。 そのような制度となっているのか。 護衛艦の値段も5～600億円程度か。 護衛艦は全て国産か。航空機はアメリカから購入しているが。 <p>【随意契約】 《護衛艦「しらゆき」定期検査(専門業者工事)》</p> <p>呉地方総監部 落札率：99.50% 応札者：1者</p> <p>【随意契約】 《護衛艦「しらゆき」定期検査((改 造工事) 造船所工事)》</p> <p>呉地方総監部 落札率：99.57% 応札者：1者</p> <ul style="list-style-type: none"> 潜水艦の時、造船所工事と専門業者工事は一体的に思えたけれど、護衛艦に関しても同じように考えてよいのか。 護衛艦に関しては、造船所工事だけ2者で競合しているが、専門業者工事と改造工事はなぜ随意契約としているのか。 専門業者工事と改造工事は同時に契約するのか このような契約で業者を替えることはないのか。 業者は有利な立場では。 検査は自衛隊が行うのか。 どのような頻度で行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 辞退した業者に対しては、事前に辞退理由を確認している。 制度としてはない。 イージス艦は高いが、種類により値段が違うため一律ではない。 イージスシステム等一部は外国製のものもある。 全てではない。 <ul style="list-style-type: none"> そのとおりである。 契約日を見れば分かるが、最初に造船所工事を契約し、その後に専門業者工事を契約している。 当該護衛艦はドックに入るため、専門業者工事が違う業者では対応できないためである。 改造工事に関しても随意契約になる。 同じ日に契約しているが、時間的にはずれがある。 ない。 造船所工事を契約すれば、後の2件も契約できる。 しかし、専門業者工事は下請けが実施するので、それほど利益は無いと思われる。 そのとおりである。 担当が違うため細部は不明だが、全体の工程により実施している。
		- 10 -

	意 見 ・ 質 問	回 答
○委員からの意見・質問	【一般競争契約】 《食パン 外229件》	
○それに対する回答等	<p>呉地方総監部 落札率：一 応札者：39者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が分からない。 入札で1番低い価格を採用しているが、予定価格が分からないと予算が出ないので。 ・ある品目で8者あって7者が辞退し残りの1者が入札した場合、その価格が妥当かどうかの判断はしていないのか。 ・1回目で全ての業者が辞退している品目があるが、どのように理解したらよいのか。 ・それは3ヶ月間購入しないのか、何れかを代用するのか。 ・契約期間は3か月か。 ・3か月に1回同じ事を実施するのか。 ・これは艦艇用の契約だけか。 ・呉の業者だけか。 ・電子入札か。 ・現場にて実施か。 ・時間がかかるのでは。 ・品目ごとに実施するのか。 ・参加する業者は誰でも可能か。 ・入れ替わりはあるのか。 ・パンの業者がパンの入札で辞退しているが。 ・納入は毎日とか、1週間に1回とか、決まっているのか。 ・官側の都合に合わせる契約になっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この契約は単価の契約であり、品目ごとに予定単価を算出している。 ・判断はしている。 ただし、給食額については予算の枠があり、その中で発注しているため、発注額が高くなり過ぎることはない。 ・仕様に定められている期間及び数量と一般的の流通量により、業者が揃えることが不可能な場合に全て辞退になることがある。 ・代わりになる物があれば、代用する場合もある。 ・そのとおりである。 ・そのとおりである。 ・艦艇部隊と陸上部隊用である。 ・広島の業者もいる。たまに遠方の業者も参加してくる。 ・電子入札ではない。 ・現場にて入札を実施している。 ・ほぼ1日を要する。 ・品目ごとに実施している。 ・可能である。 ・特に肉関連の業者は入れ替わりがある。 ・官側の仕様に対して、会社の利益率や得手・不得手、規格の違い、パンの種類によって辞退することもあると推察する。 ・定期的には決まっていない。 事前に日時を指定している。 また、災害派遣等、緊急時は対応してもらう。 ・そのとおりである。

	意 見 ・ 質 問	回 答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> ・1位と2位の入札単価が微妙に違っているが。 ・その場合は、抽選か。 【随意契約】 《インクカートリッジ(シアン)外5件》 第1術科学校 落札率: 100% 応札者: 5者 ・落札率が100%になったのはなぜか。 ・100%となるのは通常考えにくいが。 ・どこで買っても同じ価格だと思えるが、複数者から見積もりを取る必要があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同価格の場合もある。 ・くじ引きで行う。 ・本件の予定価格は、現状考えられる最も低額な価格を採用しておられ、業者側においても他社との価格競争に勝つため、最も低価な受注価格を採用しているものとして、最も低いものとして、導き出したものが「低値」をとったものと考へられる。 ・他の契約のように労務費及び直接経費等、複数の計算要素があるものについては、100%となる可能性は低いが、本件のように低額、かつ単純な物品売買契約においては、単価のみが計算要素であることから、100%になったことは不自然ではないと分析している。 ・各社の見積額に乖離があるようないいながら、価格はその都度変動するものであることから、よりやすく購入するため、たとえ少額な契約であっても複数者から見積もりを取りて競争させ、契約金額を低減するように努力している。
○委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

2. 談合疑義案件の処理状況について

談合疑義件数	0 件	(審議概要)
談合情報	0 件	なし
点検結果疑義	0 件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問	なし	なし
○それに対する回答等		
○委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

3. 再苦情処理（再説明請求回数）

再苦情申立件数 (再説明請求件数)	総件数 0 件	(備考) なし
一般競争	0 件	
指名競争	0 件	
随意契約	0 件	
再苦情申立概要 (再説明請求概要)	申立日 件名	契約方式 内容等
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問	なし	なし
○それに対する回答等		
○委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	